

愛知県の産業集積の推進に関する基本指針（抜粋）

別表

東尾張地域	輸送機械 関連産業	11 繊維工業 16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。） 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。） 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業（2962 医療用電子応用装置製造業及び2973 医療用計測器製造業を除く。） 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）
	繊維関連 産業	11 繊維工業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。）
	電気・電 子機器関 連産業	11 繊維工業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）
	機械・金 属関連産 業	11 繊維工業 16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。） 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業

	<p>28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）</p>
健康長寿 関連産業	<p>9 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。） 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 16 化学工業（161 化学肥料製造業を除く。） 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業及び 3297 眼鏡製造業（枠を含む）に限る。）</p>
新エネルギー 関連産業	<p>11 繊維工業 16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。） 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。） 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業（2961 X線装置製造業、2962 医療用電子応用装置製造業及び 2973 医療用計測器製造業を除く。） 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）</p>
農商工連 携関連産業	<p>9 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。） 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 16 化学工業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。）</p>

	<p>28 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>29 電気機械器具製造業（2961 X線装置製造業、2962 医療用電子応用装置製造業及び2973 医療用計測器製造業を除く。）</p> <p>30 情報通信機械器具製造業</p> <p>32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業及び3297 眼鏡製造業（枠を含む）に限る。）</p>
食料・飲料品関連産業	<p>9 食料品製造業</p> <p>10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業及び106 飼料・有機質肥料製造業を除く。）</p> <p>14 パルプ・紙・紙加工品製造業（1431 塗工紙製造業（印刷用紙を除く）、1451 重包装紙袋製造業及び1454 紙器製造業に限る。）</p> <p>18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）（1831 電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）、1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）及び1891 プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業を除く。）</p> <p>21 窯業・土石製品製造業（2114 ガラス容器製造業に限る。）</p> <p>24 金属製品製造業（241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業に限る。）</p> <p>26 生産用機械器具製造業（2641 食品機械・同装置製造業及び2645 包装・荷造機械製造業に限る。）</p>
住宅・建築物・同設備関連産業	<p>11 繊維工業（116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）、117 下着類製造業及び118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業を除く。）</p> <p>12 木材・木製品製造業（家具を除く）（123 木製容器製造業（竹、とうを含む）を除く。）</p> <p>13 家具・装備品製造業</p> <p>16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）</p> <p>18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）（1831 電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）、1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）、1891 プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業及び1892 プラスチック製容器製造業を除く。）</p> <p>19 ゴム製品製造業（1933 工業用ゴム製品製造業に限る。）</p> <p>21 窯業・土石製品製造業（2114 ガラス容器製造業、2115 理化学用・医療用ガラス器具製造業、2116 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業及び2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業を除く。）</p> <p>24 金属製品製造業（241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業及び242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業を除く。）</p>

備考 1 東尾張地域とは、名古屋市、瀬戸市、半田市、春日井市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡及び知多郡の区域の区域をいう。

2 業種は、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）で定める中分類、小分類及び細分類による。

集積業種の判定については、事前に東郷町産業振興課（0561-56-0741）へご相談ください。
業種の判断は、愛知県産業立地通商課へ協議した上で回答します。